

## 浜松市青少年支援体験活動事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、様々な不安や悩みなどを抱える青少年の自立や自己実現を支援することを目的として、地域企業、事業所、ボランティア団体等(以下「団体等」という。)の協力を得て実施する職業体験活動や社会奉仕活動等の青少年支援体験活動(以下「体験活動」という。)に関し必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 体験活動の対象となる者は、浜松市に居住し、学校生活や社会生活において様々な不安や悩みなどを抱えながらも自立や自己実現を目指す意思のある20歳未満の青少年とする。

### (事業の内容等)

第3条 事業の内容は、次に掲げる内容に基づき実施するものとする。

- (1) 対象となる青少年が、発達段階に応じた自立や自己実現を支援するものとし、就職の斡旋はこれに該当しない。
- (2) 本人の意思及び保護者の同意と協力のもとで実施する。
- (3) 体験活動の受入先は、本事業の趣旨や青少年の支援活動に理解を示す団体等の中から、対象となる青少年の意向や状況を踏まえて承認する。
- (4) 本事業の趣旨から、活動に対する団体等から体験活動参加者への報酬はないものとする。

### (活動参加の申請)

第4条 体験活動を希望する者(以下「体験活動希望者」という。)及びその保護者は、市長に青少年支援体験活動事業参加申請書(第1号様式)を提出するものとする。

2 体験活動希望者が、小・中・高等学校に在籍している場合は、青少年支援体験活動事業参加申請書を提出する前に、学校に就学する時間において体験活動を行うことについて所属学校長の同意を得るものとする。

### (活動参加の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、体験活動希望者に対し、体験活動が有効であると判断した者を対象に体験活動への参加を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により体験活動への参加を承認したときは、青少年支援体験活動事業参加承認通知(第2号様式-1、第2号様式-2及び第2号様式-3)により

保護者、所属学校長及び体験活動受入団体等の代表者あてに通知するものとする。

- 3 市長は、前条の規定による申請があった場合において、体験活動への参加要件を満たしていないと認めるときは、不承認を決定し、当該申請をした者に対し、青少年支援体験活動事業参加不承認通知（第3号様式）により通知するものとする。

（コーディネーターの配置）

第6条 市長は、浜松市青少年育成センターに体験活動を支援するコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、コーディネーターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 体験活動受入団体等の発掘及び協力要請
- (2) 体験活動が必要と思われる様々な不安や悩みなどを抱えた青少年及び保護者への本事業の紹介
- (3) 体験活動希望者、保護者、学校等関係者との相談
- (4) 体験活動の実施時期、実施期間及び活動内容の提案・調整
- (5) 体験活動の状況の定期的な見届けと支援
- (6) 体験活動を希望し、又は支援が必要と思われる様々な不安や悩みなどを抱えた青少年についての体験活動受入団体等への情報提供
- (7) その他、目的達成のために必要と認める業務

（コーディネーターの委嘱）

第7条 市長は、青少年の問題行動に精通した者の中から、コーディネーターを委嘱するものとする。委嘱期間は1年以内とし、再任は妨げない。ただし、委嘱期間は、原則として最長5年とする。

（コーディネーターの謝礼）

第8条 市長は、コーディネーターの活動に対して、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

（コーディネーターの解嘱）

第9条 市長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当した場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障等により、活動ができなくなった場合
- (2) コーディネーター本人から、委嘱を解くことについて申出があった場合
- (3) 前2号に掲げるものの他コーディネーターとして市長がふさわしくないと判断した場合

( 必要な情報の共有と守秘義務 )

第 10 条 本事業を実施するにあたり、必要な情報は、学校、市、体験活動受入団体等とで、共有するものとする。

2 コーディネーター及び体験活動受入団体等は、本事業上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、コーディネーターについては、委嘱を解かれた後及び体験活動受入団体等については、活動が終了した後も同様とする。

3 体験活動参加者及び保護者は、体験活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、活動が終了した後も同様とする。

( 災害補償 )

第 11 条 体験活動参加者及びコーディネーターは、市長が契約した傷害保険に加入し、その適用を受けるものとする。

( その他 )

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

青少年支援体験活動事業参加申請書

年 月 日

（あて先）

浜松市長

（事務取扱：青少年育成センター所長）

住 所 浜松市 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

希望者本人との続柄 \_\_\_\_\_

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) - ( \_\_\_\_\_ ) - ( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_ を、本人の意思確認の上、下記の遵守事項を守るとともに、体験活動に必要な情報を共有することに同意し、体験活動に参加させたく申請します。

記

遵守事項

- （1）体験活動受入先に迷惑をかけない。
- （2）体験活動受入先から指示された事柄を守る。
- （3）浜松市青少年育成センター所長や所属学校長との取り決めを守る。
- （4）浜松市青少年育成センター所長に1日の活動の内容や感想について報告する。（在学者の場合は、学校を通して報告する。）
- （5）体験活動中、以下の場合が生じた時は保護者の責任で対処する。
  - ・体験活動者（本人）の負傷
  - ・体験活動者（本人）の責任による器物や他人への損害
- （6）体験活動の趣旨から、無報酬とする。
- （7）体験活動から知り得た秘密は、漏らさない。

第2号様式 - 1 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_さん保護者 様

浜松市長

青少年支援体験活動事業参加承認通知

このことについて、下記のとおり承認します。

ただし、遵守事項に反することが認められた場合は、直ちに承認を取り消します。

記

- (1) 体験活動参加者氏名 ( 年 )
- (2) 体験活動受入先名称
- (3) 体験活動受入先代表者氏名 様
- (4) 体験活動受入先所在地 浜松市  
体験活動場所(上記と相違の場合)
- (5) 活動内容
- (6) 活動時間 : ~ :
- (7) 活動期間 年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
- (8) その他
- ・自宅と事業所の往復は を利用する。
  - ・休憩時間をきちんと確保するなど体力に十分配慮する。

第2号様式 - 2 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

学校長  
様

浜松市長

青少年支援体験活動事業への参加承認について (通知)

日ごろは、青少年の健全育成に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、下記のとおり、本事業への貴校生徒 \_\_\_\_\_ さんの参加を承認しましたのでお知らせします。

つきましては、今後の活動の見届けや情報交換等での御協力をお願いします。

記

- (1) 体験活動参加者氏名 ( 年 )
- (2) 体験活動受入先名称
- (3) 体験活動受入先代表者氏名 様
- (4) 体験活動受入先所在地 浜松市  
体験活動場所(上記と相違の場合)
- (5) 活動内容
- (6) 活動時間 : ~ :
- (7) 活動期間 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
- (8) その他
- ・ 自宅と事業所の往復は を利用する。
  - ・ 休憩時間をきちんと確保するなど体力に十分配慮する。

第2号様式 - 3 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

青少年支援体験活動事業への参加承認について (通知)

日ごろは、本事業において、青少年の受け入れに御理解、御協力いただき、心より感謝いたします。

この度、本事業への\_\_\_\_\_さんの参加を承認しておりますのでお知らせします。

問題を抱える青少年にとって、前向きに働いている大人の姿やものの見方や考え方を見聞きすることは、その後の人生にとってかけがえのない財産となることと思います。貴社の皆様には、大変な御負担をお掛けすることとなりますが、何卒よろしく申し上げます。

なお、活動に際しまして、不明な点等がございましたら、下記担当まで遠慮なく御連絡ください。

(1) 活動内容

(2) 活動時間 : ~ :

(3) 活動期間 年 月 日( ) ~ 年 月 日( )

- (4) その他
- ・ 自宅と事業所の往復は \_\_\_\_\_ を利用する。
  - ・ 休憩時間をきちんと確保するなど体力に十分配慮する。
  - ・ 市、体験活動者及びその保護者からの謝礼はありません

第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_さん保護者 様

浜松市長

青少年支援体験活動事業参加不承認通知

年 月 日付で申請のありました青少年支援体験活動事業の参加について、不承認としましたので通知します。

不承認理由：